

## 兵庫医科大学シミュレーションセンター等使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、臨床教育統括センター内に設置しているシミュレーションセンター（以下「センター」という。）及びシミュレータ等の使用に関する事項を定め、センターの円滑な管理運営を図ることを目的とする。

### (使用)

第2条 センター及びシミュレータ等は次の場合に使用できる。

- 1 学校法人兵庫医科大学の教職員が使用する場合
- 2 兵庫医科大学の学生が使用する場合
- 3 学校法人兵庫医科大学の教職員が主催する学会・研修会等が使用する場合
- 4 学校法人兵庫医科大学連携病院の会会員病院が使用する場合
- 5 公共機関等が使用する場合
- 6 その他特に臨床教育統括センター長が認めた場合

### (使用可能日時)

第3条 センターは次の日時に使用可能とする。

- 1 平日及び第1・3土曜日（祝日、年末年始休日を除く。）の8時30分から21時
- 2 前号以外の日時に使用を希望する場合は、事前に臨床教育統括センターに相談のうえ、許可を得ることで使用可能とする

### (センター及びシミュレータ等の使用申込、貸出)

第4条 センター及びシミュレータ等を使用しようとする者は、1週間前までにWEB予約しなければならない。

- ② 使用申込は原則先着順とする。
- ③ 予約は3か月前から可能とし、臨床教育統括センターからの予約受付完了のメールをもって予約成立とする。
- ④ シミュレータ等のみを部署等に持ち出して使用する場合は、前日までにWEB予約しなければならない。
- ⑤ シミュレータ等の貸出は、原則1週間以内とし、1週間を超えて貸出を希望する場合は、事前に臨床教育統括センターへ相談し、許可のうえ、延長手続きを行わなければならない。

(使用許可)

第5条 臨床教育統括センターからの予約完了メールをもって使用可能とする。

② 「シミュレーションセンター等優先予約取扱要領」に定める事項については、臨床教育統括センターとの最終確認を終えたうえで使用を許可する。

③ 前項に関わらず、臨床教育統括センターでの協議等により優先利用を許可する場合がある。

(センター及びシミュレータ等の使用料金)

第6条 センター及びシミュレータ等の使用料金については、「臨床教育統括センターにおけるセンター等の使用に関する料金等の取扱い」に定める。

(シミュレータ等の使用)

第7条 シミュレータ等の使用にあたって、使用者はシミュレータ等の使用方法を理解・習熟していることを前提とし、シミュレータ等の使用方法を理解・習熟していない者は、事前に臨床教育統括センタースタッフに申し出なければならない。

(遵守事項及び禁止事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 センターのシミュレータ等及び機器備品を許可なくセンターの外に持ち出さない
- 2 センターは座学のみでの研修は、原則不可とする
- 3 使用後は、机・椅子等を原状復帰すること（予約したシミュレータ等がある場合は、使用場所又は指定した場所にそのまま置いておくこと）
- 4 使用済の注射針等の医療材料は、室内の所定の容器に廃棄する
- 5 利用者は、センター退室時にセンターに備え付けの「センター利用記録用紙」に所定の事項を記入し、臨床教育統括センターに提出する
- 6 センターを使用しないこととなった場合は使用日の3日前までに、部署等に持ち出して使用する予定であったシミュレータ等を使用しないこととなった場合は、使用日の前日までにキャンセル処理を行うこと
- 7 使用時間は厳守すること
- 8 飲食は禁止とする
- 9 設備・備品・用具等の加工は禁止とする
- 10 火気の使用は禁止とする
- 11 体液や、血液が暴露する実際の手技は禁止とする
- 12 業務時間外の学外者だけの利用は禁止とする
- 13 安全・衛生上の観点から、患者の立ち入りは不可とする

(シミュレータ及び機器等の破損・故障・紛失)

第9条 シミュレータ等の破損・故障・紛失が生じた場合は、速やかに臨床教育センターに報告しなければならない。

② 使用者の故意又は重大な過失により施設あるいは物品等を破損又は紛失したときは、原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(使用許可の取り消し等)

第10条 臨床教育統括センター長は、使用者がこの要領に違反した時、あるいはセンター運営に支障があると認められる場合、使用許可の取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(事故時の責任)

第11条 使用者の故意 又は過失によって事故が生じた場合、センターに明らかな過失があると認められる場合を除き、当該使用者がその責を負うものとし、センターは一切の責任を負わないものとする。  
なお、使用中に事故が生じた責任の所在は、以下のとおりとする。

- 1) 個人使用の場合には、その使用者
- 2) 学部生指導中の場合には、指導教員及び学部生
- 3) セミナー等の場合には、その主催者（学外組織等含む。）

(事務)

第12条 この要領に関する事務は、病院事務部が行う。

(改廃)

第13条 この要領の改廃は、臨床教育統括センター内部会議の意見を聴いて、臨床教育統括センター長が行う。

附 則

この要領は、2023年8月22日から施行する。